

■手数料に関する事項

※下記は上限金額・上限率です。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35 % 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35 % 手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

■返戻金制度

求職者が入職日より 6 ヶ月未満の期間内に求人者を自己都合により退職した場合、または求職者の責めに帰すべき事由により解雇された場合(法的に正当な理由が認められる解雇に限る)は、紹介料のうち、求職者の勤続期間に応じた下記の割合に相当する額を求人者に返還します。

勤続期間	返還する紹介料の割合
1 週間未満	80%
1 週間以上 1 ヶ月未満	50%
1 ヶ月以上 3 ヶ月未満	25%
3 ヶ月以上 6 ヶ月未満	10%
6 ヶ月以上	0%

